

通告3番目、3番、西野峻也議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

西野峻也議員、1番目の質問をお願いいたします。

○西野議員 3番、西野峻也です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式にて質問を行います。

今回は、ため池の防災対策と維持管理について、GIGAスクール構想についての2点をお伺いいたします。

最初に、ため池の防災対策と維持管理について質問を行います。

岩出市のため池ハザードマップを拝見しますと、市内の広範囲がため池浸水区域に指定されております。岩出市内のため池のほとんどが築造されてから多くの年月がたち、老朽化が進んでおり、岩出市としても、ため池の決壊は大雨や地震などの二次災害としての懸念点でもあり、対策を進めていることと認識しております。

そこでご質問いたします。市民の生活に危険をもたらす可能性のあるため池数と、その改修状況をお聞かせください。

次に、2点目として、農業用ため池は、農業に欠かせない水源として、人々の生活を支えてきたことと思います。現在、農業者や関係団体によって、ため池とその関係水路の維持管理を行っておりますが、岩出市でもまちの都市化が進み、農業者の減少、高齢化に伴い、ため池の維持管理が難しくなっております。

そこでご質問いたします。高齢化により、地域でのため池の維持管理が難しくなっておりますが、今後の対策についてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○岡崎事業部長 西野議員ご質問の1番目、ため池の防災対策と維持管理についての1点目、岩出市内の危険ため池の数と、その改修状況は、についてお答えいたします。

令和7年6月1日現在、本市のため池総数は38か所で、そのうち危険な農業用ため池につきましては、ため池が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池と定義され、県が法律により指定している防災重点農業用ため池は31か所となっております。

改修状況につきましては、平成4年以降に改修したため池は17か所で、そのうち5か所は、平成24年度に県が策定したため池改修加速化計画により改修済みです。同計画内で根来地区の桃坂新池が改修を必要とされており、令和7年度完成に向け、

現在事業を進めております。今後も県が策定した防災工事推進計画に基づき、対策工事を推進してまいります。

次に２点目、高齢化により、地域での維持管理が難しくなっているが、今後の対策は、についてお答えいたします。

ため池は農業に用水を安定的に供給するという農業に欠かせない役割を果たすとともに、洪水調節、土砂流出の防止、生態系の保全など、多面的な機能を有しており、地域の重要な資源として活用されています。今後、担い手農家の高齢化や減少が予測されておりますが、引き続き、ため池が持つ多面的機能の維持、発揮の観点から、ため池管理者に対し、地域と連携した草刈りや点検、また大雨時、大雨前の水位調節など、日常的な維持管理をお願いいたします。

○玉田議長 再質問を許します。

西野峻也議員。

○西野議員 ２点、再質問いたします。

維持管理についてですが、引き続き、ため池管理者に対し、地域と連携し、日常的な維持管理をお願いするとのことですが、ため池管理者の高齢化、人手不足は既に深刻化しつつあると認識しております。ため池の管理者の方々も高齢化により、維持管理が苦しくなっており、今後、維持管理の頻度が減り、最悪の場合、誰も管理できないといったことにもなりかねません。そうなれば、ため池の安全確保に影響を及ぼすこととなるのではないのでしょうか。

そこでご質問いたします。１点目、現在、地域や管理者から市へ維持管理に対する支援要請があった場合、どのように対応しているのかをお聞かせください。

２点目、将来、誰も管理しなくなってしまうときは、結局市が管理しないといけなくなってしまうと思いますが、それに対する市のお考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○岡崎事業部長 西野議員の再質問についてお答えいたします。

維持管理に対する支援の要請に対して、どう対応していくのかにつきましては、国の補助制度である多面的機能支払交付金を活用し、ため池の軽微な補修や景観形成の活動など、ため池の維持管理に取り組むための活動費の支援を提案いたします。

次の結局誰も管理しなくなったら、市が管理しなくなるのではないかという点に関しましては、先ほどもご答弁いたしました。ため池や洪水調節、土砂の流出、生態系の保全など、地域にとっても重要な資源として多面的な機能を有しているこ

とから、地域の方を含め、ため池管理者、地域、市で協力して維持管理を行っていききたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、西野峻也議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

西野峻也議員。

○西野議員 次に、2番目のG I G Aスクール構想について質問を行います。

文部科学省の取組であるG I G Aスクール構想によって、岩出市の小中学生にも1人1台教育用端末が整備されており、令和7年第2回定例会でも、端末の更新による動産取得の議案があり、可決され、岩出市でのG I G Aスクール構想も第2期へと入っていくことと認識しております。岩出市の小中学校では、休憩時間のタブレットの使用が許可されており、児童生徒も必要に応じて、休憩時間にタブレットを使用していると認識しております。

そこでご質問いたします。市内小中学校での休憩時間のタブレットの使用状況をお聞かせください。

次に2点目として、タブレットの活用によって授業、学習の幅が広がり、今までになかった成果や課題も見つかったことと思います。

そこでご質問いたします。導入後、実際に見えてきたタブレット活用による学習のメリット、デメリットをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 西野議員ご質問の2番目の1点目、休憩時間のタブレットの使用は、についてお答えいたします。

児童生徒が休憩時間に使用する際は、教員の許可を得ることが基本となっております。使用する児童生徒の多くは、授業の課題の残りや調べ学習、係活動や委員会活動の資料づくり、タイピング練習など、学習目的で使用しております。大半の児童生徒は、休憩時間には友達と外で出て遊んだり、教室でおしゃべりをして過ごしたりすることが多いと聞いております。

次に、2点目のタブレット活用による学習のメリット、デメリットは、についてですが、まずメリットとしましては、児童生徒一人一人の進度や特性に応じた学習が可能となりました。また、グループで共同編集したりすることも容易になりました。

た。これにより多様な意見に触れ、議論を深める機会が増え、文字だけではなく、写真や動画などを活用して表現する幅も広がっております。

一方、デメリットとしましては、目など健康への影響や、文字入力が増えることによる手書き機会の減少、学習と関係のない情報にアクセスできるというリスクがあることなどが上げられます。

○玉田議長 再質問を許します。

西野峻也議員。

○西野議員 1点、再質問いたします。

タブレット活用についてですが、G I G Aスクール構想第1期では、I C T環境が整備され、ご答弁にあったように、メリット、デメリットが多数見受けられたことと思います。

そこでご質問いたします。G I G Aスクール構想第2期では、どのように進めていくのかをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 再質問についてお答えいたします。

G I G Aスクール構想の第2期NEXT G I G Aでは、第1期で整備されたI C T環境をさらに進化させ、その利活用を促進することを目標としております。児童生徒一人一人の学習履歴や特性に応じた個別最適な学びと多様な他者との協働して課題解決に取り組む協働的な学び、この2つをI C Tを最大限に活用して実現することを目指します。また、端末の更新時期に合わせて、より高性能で使いやすい端末の導入を進めてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、西野峻也議員の2番目の質問を終わります。

以上で、西野峻也議員の一般質問を終わります。